

区立幼稚園における保育料等の負担軽減の拡大について

1 概要

子ども・子育て支援法施行令の一部改正による、※幼児教育の段階的無償化に向けた取組を踏まえ、区立幼稚園における保育料負担の軽減措置を拡充する。併せて、預かり保育料についても保育料と同様に軽減措置の拡充を行う。

※ 幼児教育の段階的無償化（子ども・子育て支援新制度の施行以後）
 平成28年度・・・年収360万円未満相当世帯について、多子減免にかかる子の年齢制限の撤廃
 （小学校3年生以下⇒制限なし）
 平成29年度・・・年収360万円未満相当世帯の利用者負担上限額の改定
 （ひとり親等 7,550円⇒3,000円、左記以外 16,100円⇒14,100円）

2 改正の内容

世帯年収約360万円未満相当の世帯について、国が定める利用者負担額の上限額基準が14,100円から10,100円に改定されたことを受け、区立幼稚園保育料に係る負担軽減措置を拡充する。

また、減免制度全体の整合性を図るため、住民税所得割額77,100円以下のひとり親家庭等の減額について、定額から定率に切り替える。

対象世帯の基準	現行	改正後
住民税所得割額 77,100円以下	<u>第1子：減免なし</u> （保育料：12,000円） <u>（預かり保育料：8,900円）</u>	<u>第1子：2割減額</u> （保育料：12,000円⇒9,600円） <u>（預かり保育料：8,900円⇒7,120円）</u>
	第2子：5割減額 第3子：全額免除	第2子：5割減額 第3子：全額免除
住民税所得割額 77,100円以下 （ひとり親世帯及び障害のある保護者または子どものいる世帯）	<u>定額減額</u> <u>第1子：3,000円</u> （保育料：12,000円⇒3,000円） <u>（預かり保育料：8,900円⇒3,000円）</u>	<u>定率減額</u> <u>第1子：8割減額</u> （保育料：12,000円⇒2,400円） <u>（預かり保育料：8,900円⇒1,780円）</u>
	第2子：全額免除	第2子：全額免除

3 適用

平成30年4月1日に遡及して適用